

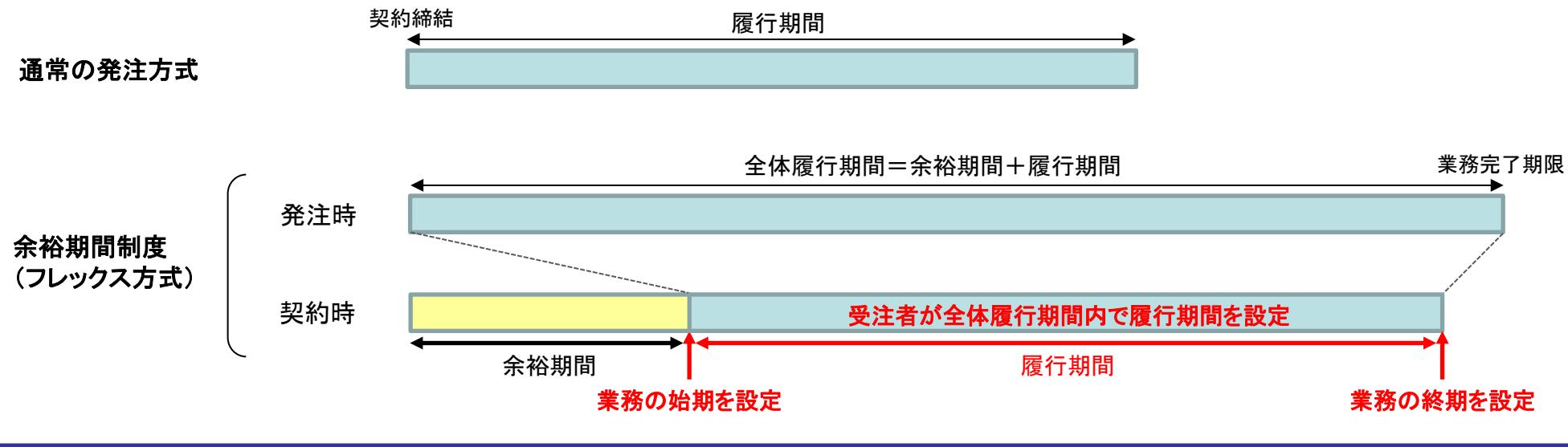
○「余裕期間制度」については、工事の発注において活用しているところですが、建築設計業務の一層の円滑な発注及び業務履行体制の確保を図るため、今般、官庁営繕事業における建築設計業務を対象に、余裕期間制度(フレックス方式：受注者が業務の始期と終期を全体履行期間内で任意に設定できる方式)を試行的に導入しました。今後、地域の実情等に応じて適宜活用することとしています。

制度のポイント

○建築設計業務における余裕期間制度は、受注者にとって最も自由度の高い「フレックス方式」を試行します。

(参考)工事においては、余裕期間制度として、発注者指定方式、任意着手方式、フレックス方式の3方式があります。

○「フレックス方式」では、発注者は原則6か月(履行期間が6か月に満たない場合は履行期間)を超えない範囲の「余裕期間」を含む全体履行期間を設定し、受注者は全体履行期間内で履行期間(業務の「始期」と「終期」)を任意に設定できます。



柔軟な履行期間の設定を通じて、受注者が技術者の配置などを円滑に行えるようになることが期待されます。